

# 成分濃度や原料以外の品質や機能などの表示基準を設けます。

- どのくらいゆっくり効くか（緩効性）に関する機能など、**必要に応じ、全国一律の表示基準を定めます。**



※新たな表示基準として定める内容は、今後検討します。



改正法の施行スケジュール（予定）はこちら

	2019.12.4 (改正法公布の日)	2020. 8月頃	12月頃	2021. 12月頃
<b>1年を超えない範囲</b> で施行				
○配合規制のルールの見直し ○法律の題名の変更	内容の検討	公布	施行	
<b>2年を超えない範囲</b> で施行				
○原料管理制度の導入 ○品質や機能などの表示基準の設定	内容の検討		公布	施行

# 肥料の生産・輸入・販売に係るルールが変わります。

土づくりに役立つ堆肥や産業副産物の活用とともに、  
農業者のニーズに応じた柔軟な肥料生産が進むよう、  
**肥料取締法の一部を改正する法律が公布**  
されました。

## 改正のポイント



土づくりや労力・コストの低減につながる**肥料の配合に関するルールを見直します**



産業副産物の肥料を、農家がより安心して利用できるように、**原料管理制度を導入**します



成分濃度や原料以外にも**品質や機能などの表示基準**を設けます



「**肥料の品質の確保等に関する法律**」に法律名が変わります

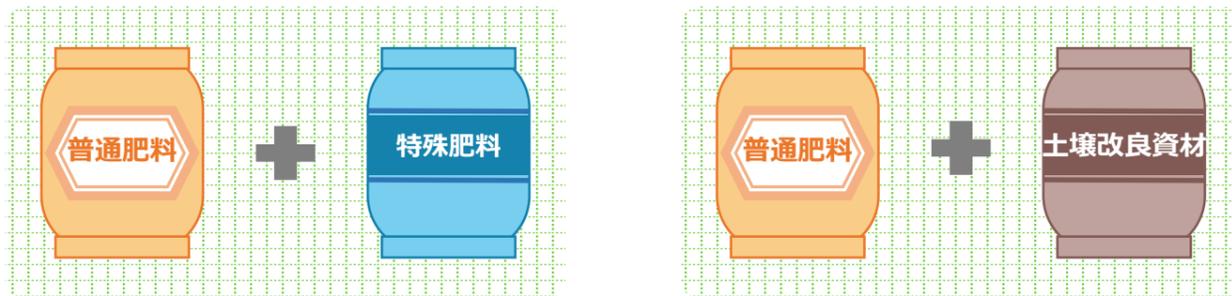
# 配合に関するルールが変わります。

新たに  
できること



- 堆肥と化学肥料を配合した肥料が届出で生産可能に！
- 造粒等を行った化成肥料も届出で生産可能に！  
(登録済み肥料のみを原料としている場合に限りです。)
- 生産の**1週間前まで**の届出で生産可能に！

## 新たに可能となる配合の例



- ※ 一部の原料や組合せは対象外です。詳細は省令等で定めます。
- ※ 配合可能な土壌改良資材は省令等で定めます。
- ※ 特殊肥料同士を配合した肥料も、今後特殊肥料として生産できるようにする方向で検討中です。

## 想定されるメリット

**1** 土づくりと施肥が一度の作業で可能に。  
ペレット化すれば、通常の散布機で散布可能に。

※ 畜産農家が堆肥等をペレット化する支援事業もあります。詳細はこちら (P30)



土づくり



施肥

別々の作業を  
1度に！

**2** 堆肥の成分の不足を化学肥料で補い、  
安定化することで、堆肥が使いやすく。



堆肥



化学肥料

成分が安定  
した堆肥に！

# 原料管理制度が導入されます。

新たに  
対応いただくこと



- 肥料に使える**原料の規格が設定**されます！
- **原料帳簿を備え付け**る必要があります！
- **原料の虚偽宣伝も禁止**になります！

## 原料の規格を設定

- 副産肥料など、これまで個別に使用できる原料を審査し、判断していた肥料について、新たに原料の規格を設定。これにより、**使用できる原料を明確化**。(副産〇〇肥料、汚泥肥料など)
- 発生工程も含めて原料の規格を設定 (調味料製造時におけるアミノ酸発酵反応から生じた発酵残液など)



※対象となる肥料の範囲や原料の詳細は今後、省令等で定めます。

## 原料帳簿の備付け

- 生産業者、輸入業者は、事業場ごとに肥料に使用した**原料の名称、数量、仕入先等**を帳簿に記録し、備え付け、2年間保存。



※具体的な記載事項、対象事業者の範囲は今後、省令等で定めます。

## 原料等の虚偽宣伝の禁止

- **チラシやパンフレット、Webサイト**を用いる場合も含め、肥料の、**原料、生産の方法の虚偽の宣伝を禁止**
- 原料等について誤解を生じるおそれのある名称の使用も禁止